

実質化された人・農地プラン

〔注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
玉城町	原	令和5年3月22日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	114.39ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	78.08ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.54ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.22ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.95ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	11.46ha
(備考) ・集落の農地貸借は、農地中間管理機構を活用し中心経営体へ集積・集約を図る(農地の流動化)。 ・農業経営を継続するための取り組みとして、労働力・人材の確保、農地の集約・大区画化を挙げるアンケート回答が多い。 ・年々鳥獣害の被害が酷くなっているとの声もあり、フェンス等の対策が農業継続には必要と考える農業者が多い。	

- 注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(備考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

玉城町原区の水田は、114haあり70才以上の地権者が53%と高齢化が進む中、同地区の担い手法人2社が73ha、64%の農地を借り受けている。自作農地についても後継者不足で、将来の人と農地に対する危機意識も高い(80%)。とくに耕作条件が不利とされる農地(条件不利地)は54ha(47%)存在し、山間に挟まれた農地や山沿いの農地が多いことが分かった。
多くの地権者は既存の法人2社にできる限り農地を守って欲しいと考えており(59%)、両法人の意向を踏まえた農地集積および集約と小作料の調整が必要と考えられた。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

優良農地とされる30a区画の区域では南北に走る道路で法人2社に東西で集約し、条件不利地については現在借り受けている農地を考慮して、法人間で同等の割合となるよう配分・集約を行う。

集約計画を定めても、これまで農業を営んできた農業者を尊重し、自作農が継続できるように両法人に配慮を促す。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	(株)東谷農園	水稲、麦、いちご	47.66 ha	水稲、麦、いちご	52.00 ha	原区
認農法	(株)グリーンライフ	水稲、麦、大豆	25.58 ha	水稲、麦、大豆	32.00 ha	原区
認農法	(株)浅井農園	キウイフルーツ	7.30 ha	キウイフルーツ	7.30 ha	原区
	宗林 寛士	露地野菜	0.30 ha	露地野菜	1.00 ha	原区
計	3		80.84 ha		92.30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>原区の人と農地に関する取り組み方針 原区農業集落育成推進委員会(令和5年1月発足)を設置し、人・農地プランならびに既存の集落協定の実質的な取り組みを推進する。なお、これまで集落協定の下での活動を人・農地プランで踏襲し、農業(農地)の保全、元気な集落づくり、効率的な農業経営の実現を目的とする。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 中心経営体の将来の営農継続に資するために農地の集約化を目指し、農地中間管理事業の全面的な活用を推進し、原則金納を採用する。 中心経営体への農地の配分は、当該経営体が計画した借受地図または行政側の考えに基づき原区が行い、必要な事務手続きはJA伊勢の支援を受けることとする。 なお新規に借り受けたい農業者が生じた場合は、同事業を利用するとともに借受計画地図も再考する。</p>
<p>基盤整備への取組方針 農業の生産効率の向上、農地集積・集約化、農地の汎用性を高めるために、オープン水路のパイプライン化農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>農業経営について 米、麦等の土地利用型作物を中心に、大規模で効率的な営農に取り組む。 また露地野菜や施設野菜などの高収益作物への転換も検討していく。</p>
<p>中心経営体と自作農との関わり 既存の自作農業者や新規就農者の農業経営を尊重し、多彩な農業が実践できるよう、同推進委員会において中心経営体と各農業者との良好な関係性を構築する。</p>

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。